

令和4年12月8日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和4年12月8日（木曜日）

出席議員（13名）

1 番	赤 坂 芳 則 君	2 番	平 吹 俊 雄 君
3 番	吉 田 二 郎 君	4 番	山 岸 三 男 君
5 番	柳 田 政 喜 君	6 番	伊 藤 牧 世 君
7 番	藤 田 洋 一 君	8 番	櫻 井 功 紀 君
9 番	鈴 木 恵 悦 君	10 番	前 原 吉 宏 君
11 番	佐 野 善 弘 君	12 番	村 松 秀 雄 君
13 番	鈴 木 宏 通 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	相 澤 清 一 君
副 町	長	須 田 政 好 君
総 務 課	長	佐 藤 俊 幸 君
町 民 生 活 課	長	阿 部 伸 二 君
町 民 生 活 課 課 長 補 佐		佐々木 康 君

教育委員会部局

教 育	長	大 友 義 孝 君
教育次長兼学校教育環境整備室長		佐 藤 功 太 郎 君
教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査		佐 藤 敏 次 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	今 野 正 祐 君
事務局次長兼議事調査係長	齊 藤 美 穂 君

議事日程

令和4年12月8日（木曜日） 午後2時58分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) 農林業系汚染廃棄物の焼却処理について

2) 美里町新中学校整備について

第4 そ の 他

第5 閉 会

午後２時５８分 開会

○議長（鈴木宏通君） ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は２件でございます。

本日の全員協議会、全員出席でございます。ただいまから会議を始めます。

まず最初に、町長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（相澤清一君） 大変御苦労さまでございます。本日は議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼を申し上げます。

本日全員協議会で御説明申し上げますのは、１点目は農林業系汚染廃棄物の焼却処理について、２点目は美里町新中学校整備についてであります。

初めに、１点目の農林業系汚染廃棄物の焼却処理について御説明申し上げます。

農林業系汚染廃棄物の焼却処理につきましては、令和２年１２月より処理を開始し、令和８年度で終了する予定となっております。本日は、令和４年１０月末現在における農林業系汚染廃棄物の焼却量及び放射能濃度別の数量について、御報告申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御報告申し上げます。

次に、２点目の美里町新中学校整備について御説明申し上げます。

令和４年１１月２４日開催の議会全員協議会において、美里町新中学校整備等事業に係る造成工事業務変更について御説明申し上げました。本日は、再度その内容について改めて御説明申し上げるとともに、今後想定される変更契約の内容について合わせて御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど教育委員会教育総務課学校教育環境整備室長から御説明申し上げます。

これまでの経緯につきましては、不適切な事務執行については大変申し訳ございませんでした。議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。それでは、早速説明及び意見を求める事項につきましの１）番、農林業系汚染廃棄物の焼却処理についてに入ります。それでは、総務課長、よろしく出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、農林業系汚染廃棄物の焼却処理について、担当課であります町民生活課の職員を御紹介させていただきます。課長の阿部でございます。

○町民生活課長（阿部伸二君） 阿部と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 課長補佐の佐々木でございます。

○町民生活課課長補佐（佐々木康君） 佐々木です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） それでは、説明をお願いいたします。町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） それでは、御手元に配付させていただきました縦A4判のもの、農林業系汚染廃棄物の焼却処理についてという資料、あと横の令和4年度農林業系汚染廃棄物の焼却処理状況、こちら2つの資料を使いまして説明させていただきます。

それでは、詳細の説明を町民生活課課長補佐の佐々木より説明を申し上げます。

○町民生活課課長補佐（佐々木康君） 佐々木です。よろしくお願いいたします。

それでは、最初にA4の縦の資料のほうから説明させていただきます。

農林業系汚染廃棄物の焼却処理について、1番目ですが、令和4年10月末までに処理した量、これは令和2年と3年度分の処理分も含んでおります。濃度測定した量、計画量325.8トン、これに対しまして濃度測定した量につきましては、150.95トンとなっております。次に焼却した量、計画量325.8トン、これに対しまして焼却した量につきましては81.14トンとなっております。次に、放射能濃度別の数量、こちらにつきましても、令和2年度、3年度の処理量も含んだ数字となっております。400ベクレルから8,000ベクレル、こちらの濃度計につきましては140.48トンとなっております。8,000ベクレル超え、こちらの数量につきましては10.47トン、合計で150.95トンとなっております。

次に2枚目のA4の横の資料を御覧ください。

令和4年度の農林業系汚染廃棄物の焼却処理状況となっております。美里町につきましては、令和4年度計画量28.6トンとなっております。今、10月末現在で処理した数量につきましては16.83トンとなっております。計画量に対して焼却量、こちらにつきましてはほぼ計画どおりに焼却処理が進んでいるということになっております。

説明については以上となります。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから質疑等ございましたら。ありませんか。吉田二郎議員。

○3番（吉田二郎君） 最初の1番のやつで、濃度測定した量とか焼却した量って、重量ありまして、今度参考として（計画量）っていう数字入ってきたんですけれども、325.80トンってやつ。これはどういうふうに受け取ったらいいのかな。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） 参考の計画量325.80トンについてですけれども、令和2年12月

から稲わらの焼却処理を始めてございまして、全体の計画量、令和2年に始めた当初に、美里町で全体で焼却する汚染稲わらの量の計画量として325.80トンを焼きますよという、当初で示した数量でございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） そうしますと、この計画表から見ると今の150.95トンは大体50%弱の進行状況だって解釈してよろしいですか。

○町民生活課長（阿部伸二君） まだ50まではちょっと届いていないんですけども、そういう御理解でよろしいです。

○議長（鈴木宏通君） そのほかございますか。よろしいですか。（「違うんじゃないの。今休憩してもらおう」の声あり）

では休憩いたします。

午後3時06分 休憩

午後3時08分 再開

○議長（鈴木宏通君） 再開をいたします。すみません。最初から、山岸議員。

○4番（山岸三男君） 令和4年度の焼却処理状況の大崎市、涌谷、美里の中で数字だけで見ると、美里町の焼却量の数字が結構低いような気がするんですけども、この差っていうのはどういう理由なのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） 焼却の量が、数字が小さいというところでしょうかね。美里町の数字が計画量、焼却量ともに、大崎市、涌谷町と比べると、相対的に低い数字、小さい数字になっているというところではございますが、こちらにつきましては美里町、ある程度稲わらしか焼却処理をかけていないと。濃度測定をした結果、稲わらが結構濃度が低いのではなくて、高い濃度体のものがかなり今ございまして、それを焼いている関係で、濃度が高いものは僅かの量を焼くと。大崎市、涌谷町は主に牧草を焼いている状況ですので、濃度体が低いものですので、量を焼けるという中身でございまして、計画量にある程度追いつき追い越せじゃないですけども、牧草を余計焼いているということで量を稼げているというところですよ。美里町は稲わらだけになっておりますので、数字は、稲わらの一定数の濃度体の高い稲わらを焼いているという状況で、焼却量がなかなか伸び悩んでいるという状況でございます。

○議長（鈴木宏通君） いいですか。そのほかございますか。よろしいですか。ないようですよ。

で次に進みます。では以上をもって、放射性農業系の汚染廃棄物についての焼却状況の報告を終わりたいと思います。

では、次に新中学校の整備に移りますので、説明の方々の交代をお願いいたします。

午後 3 時 1 0 分 休憩

午後 3 時 1 2 分 再開

○議長（鈴木宏通君） それでは再開をいたします。

2) 番、美里町新中学校整備についてに入ります。それでは、まず最初に、美里町の教育長、大友教育長よりまずお話をしていただければと、御挨拶をお願いいたします。

○教育長（大友義孝君） それでは、本日の全員協議会の場を開いていただきまして本当にありがとうございます。前回私ちょっと出席がかなわず、大変申し訳ございませんでした。

今回、改めて新中学校整備についての御説明の機会をいただくということになりまして、中身を不適切な事務であったということが判明いたしております。本当にこの件につきましては、議員の皆様方におわび申し上げたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

内容につきまして、改めて資料のほうを準備させていただきましたので、これから学校教育環境整備室長のほうから説明をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

その新中学校整備に入る前に、ただいま皆様にお配りしました、新型コロナウイルス陽性者の推移につきまして最初に御説明をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。教育次長、お願いします。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 皆様、大変お疲れさまでございます。本日このような説明の場を設けていただきまして大変ありがとうございます。

まず初めに、新型コロナウイルスの感染者の状況につきまして、グラフに基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

これ12月の本日現在ということになってございます。こうきゅーっと下がっているような形でございますが、まだ途中経過でございますので、今後12月末となりますと、やはりどこまでこう下がってくるのか、もしくは上がるのかというようなところであると思ってございます。

先月につきましてはこれまでにないぐらい、24日の日にお話をさせていただいたのですが、それ以降も大分増えまして御覧のような数値になっているということでございまして、非常に

警戒しながら対応しているというところでございますが、12月に入ってもやはり情報が入ってございまして、実は先ほど本日不動堂小学校において、ちょっと学校内で感染、クラス内で感染ということで、学級閉鎖をさせていただいております。1学年の2組ということで、現在そういう措置を、明日と土日は様子を見るために学級閉鎖をさせていただくというようなことで措置を取っているというところでございます。

今後本当にどうなるか分からないところがあるのですが、しっかりと状況を見ながら学校での広がりがないように、やはり学校に持ち込まれますとどうしても広がってしまうと。感染力はやはり強いということでございますので、学校に持ち込まれないような保護者への周知、学校での指導というところできれい組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。以上でよろしいですね、感染者に関しては。

では続きまして、2)の美里町新中学校整備についてに入ります。それでは、総務課長、お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、2番目の美里町新中学校整備についての後からの出席者を御紹介させていただきます。教育次長兼学校教育環境整備室長の佐藤でございます。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査の佐藤でございます。

○教育総務課管理係長兼学校教育環境整備室主査（佐藤敏次君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） では、説明をお願いします。では、環境整備室長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） それでは、私のほうから御説明をさせていただきますと思います。

11月24日の説明では、本当に十分な説明ができなく、非常に申し訳ございませんでした。本日改めてその内容につきまして、しっかりと説明をさせていただきたいと思っているところでございます。

それで大変恐縮なんですけど、前回資料をお出しさせていただいております、前回もちょっと訂正をさせていただいたのですが、ちょっと訂正がございまして、これまでの経緯で、前回の資料で令和4年9月に施工者がセメント系固化材の配合試験を行った結果、一部工区のセメ

ント系固化材の仕様変更と、工区全体でセメント系固化材の添加量を変更する必要があると報告があったと。これは9月ということで、資料で御説明したところでございますが、これは実際は6月ということでございます。6月にこういう報告があったというところでございます。大変申し訳ございませんが、6月ということで訂正いただければと思っております。

あと、もう1点でございます。大変申し訳ございません。変更内容の中の合計の欄なのですが、その変更後につきまして、4,558トン、一般軟弱土用ということで、高有機質土用が1,800トンとなっておりますが、これを足し込みますと、6,358トンということでございますので、6,359トンが6,358トンというところでございます。あとこの関係で、追加量につきましても、合計が計算すると合わないという状況で大変恐縮なのですが、2,220トンということで、大変恐縮でございますが、訂正をお願いしたいと思います。本日の説明につきましては、この変更した内容で御説明をさせていただきたいと。まず、1から説明させていただくというところで、説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思えます。

まず、事前にお配りしている資料と、あと本日、大変恐縮なのですが、本日配らせていただいた追加資料でございます。これはA4のものでして、一つが文章のもので、もう一つが図になっているものということで、今回これも含めて説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思えます。大変恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

美里町新中学校整備について、まず1番目でございます。

美里町新中学校整備等事業の造成工事業務の設計変更に伴う変更契約について、(1)概要でございます。

美里町新中学校整備等事業（以下「本事業」という）の造成工事業務は、宮城美里PFIパートナーズ株式会社（以下「パートナーズ」という）が構成企業である株式会社橋本店と、協力企業である石堂建設株式会社（以下「橋本店」という）の共同企業体に発注し施工しているものでございまして、施工管理につきましては、美里町教育委員会教育総務課学校教育環境整備室でございますが、ここで行っておりまして、これまでに行っている造成工事業務の内容は地盤改良工事と盛土工事でございます。本事業の地盤改良工事につきましては、地盤を強化するために行う盛土が周辺の土地に隆起等の影響を及ぼさないように、周りに影響を及ぼさないようにすることを目的に行うものでございまして、盛土に先立って行う必要がある工事でございます。その内容は、建設地の内周約800メートルについて、幅4メートルから5.8メートル、

深さが8メートルから11.5メートルの部分で、専用の機械を使いまして、セメント系固化材と土を攪拌しまして、盛土に耐えられる壁をつくるというものでございます。

この工事を施工するに当たりまして、セメント系固化材の添加量を確認するために行った試験の結果が、令和4年6月2日に橋本店等から整備室に提出されました。この結果によりまして、施工に必要なセメント系固化材の添加量が増加することと、一部工区においてセメント系固化材の種類の変更を要することが示されてございます。

このことに基づきまして、発注者でありますパートナーズは設計変更することといたしまして、橋本店等は令和4年6月6日から工事に着手をしてございます。この際、整備室の担当職員（以下「担当職員」といいます）が今回の設計変更に関して、パートナーズから変更契約に関する協議等がなかったため、パートナーズが自らの負担で行うものであり、変更契約を行う必要はないと考えておりました。

その後、令和4年6月末頃に、パートナーズから地盤改良工事の変更につきまして打合せを行いたいと担当職員に相談がございました。

そして、令和4年7月1日にパートナーズと整備室の両方で打合せを行いました。その中で、パートナーズの話では、募集要項に対する質問及び回答書の中で、「中層混合処理、4万1,385.7立米について、予定価格算出上用いている固化材の使用及び添加量を御教示ください。使用及び添加量が増加した場合、協議対象と考えてよろしいでしょうか」と質問に対しまして、その回答が「添加量を100キログラム立米と考えております。配合試験により添加量が増加となる場合は協議対象となります」と町から回答されておりました。今回のセメント系固化材の添加量の増加と、一部工区におけるセメント系固化材の種類の変更につきましては、この変更対象になるものであるということでもございました。この質問と回答につきましては、担当職員はその内容を、この時点では認識していなかったというところでございます。この打合せで、変更契約をするために必要となる費用を見積もるようにパートナーズに依頼をいたしました。まずは金額を見積もっていただくということで依頼をしてございます。工事につきましては、既に変更した内容で進めてしまっていること、また、パートナーズから地盤改良工事を中止すると工程に大きな影響があり、開校時期に支障を来すのでぜひ継続して工事を行いたいという要請がありましたことから、これらのことを考え合わせた結果、継続して工事を進めざるを得ないと整備室では判断しております。

その後、令和4年7月29日に変更契約に必要な費用の見積りが担当職員に示されましたが、算出根拠が明確に示されていないため、内容の妥当性が判断できなかったということでご

ざいまして、再度見積もるように依頼をしているところでございます。

その後、令和4年8月26日の美里町議会全員協議会（以下「全員協議会」と申しますが）、この中で、口頭で設計変更が必要となる可能性があることとお話をさせていただきました。

その後、令和4年9月1日に担当職員とパートナーズで打合せを行った際に、見積りが担当職員に示されまして、その金額は約4,700万円で行っていました。担当職員は整備室の室長（以下「室長」といいますが）、室長に同席を求めてその内容を確認したところ、令和4年7月時点の単価で算出していたため、提案時の単価を基に再度見積もるよう依頼をいたしました。

その後、令和4年10月6日にパートナーズから見積りが担当職員に示されまして、令和4年10月11日に担当職員とパートナーズで打合せを行い、変更金額を約3,300万円にすることで合意し、その結果を室長に報告しております。

その後、令和4年10月24日に開催された令和4年度美里町議会10月会議に、美里町新中学校整備等事業の債務負担行為の限度額の変更を議案として提案させていただきまして、可決されております。

そして、令和4年11月24日の全員協議会で、美里町新中学校整備等事業の変更契約についてと題し、変更契約の内容について説明させていただいております。

続きまして、（２）補足説明と今後の対応ということでございます。

設計変更に伴う変更契約手続きにつきましては、その必要が生じた都度行うこととされてございます。しかし、担当職員は当初、試験結果に伴う設計変更による費用の負担は、パートナーズが自らの負担で行うもので、変更契約は必要ないと思い込んでしまいまして、変更契約の有無について確認をしないまま工事を進めてしまったと。また、本事業は従来の手法ではなくPFI手法で行っておりますが、その契約内容の理解不足から手続きに手間取り、変更契約を提案する時期が遅れてしまいました。室長は、報告を受けてから上司、これは補助執行を行ってございまして、室長の上司といいますと、副町長、町長というところになるのですが、副町長、町長に相談することなく、パートナーズとの協議を進めてしまいまして、変更契約を行うこと、変更した部分の工事を継続することを独断で判断してしまいました。また、変更契約の手続きが遅れていた状況にもかかわらず、町長、副町長への報告を怠りました。

パートナーズは、今回の変更は協議対象であるため、変更契約は行えるものと考えていました。変更する部分の施工につきましては、工程の都合上、最初に着手する必要がある、着手が遅れれば開校時期に支障を来すと考え、変更契約についての協議を行う前に着手をしてしまいました。また、変更に必要な金額の見積りを適切に算定することに時間を要してしまいました。

このように、変更契約について事務を行った担当職員と、管理監督していた室長の認識不足と確認不足等によりまして、変更契約の手続をうまく進めることができず、変更契約を行わないまま工事を進めてしまったことは極めて不適切でありまして、弁解の余地はございません。本事業は、美里町において極めて重要な事業でありまして、細心の注意を払い、事務処理を行う必要があるものです。今後、パートナーズとの連携を密にするとともに、事務処理に当たりましては関係法令等を遵守し、必要な報告、連絡、相談を徹底し、議会への説明を丁寧に行わせていただき、必要な手続に不備がないよう事業を進めていくというふうに考えてございます。

続きまして、大きな2つ目でございます。

今後の変更契約についてということでございます。

まず、（１）造成工事における変更契約でございます。造成工事におきましては、今回説明した変更契約以外の変更は予定してございませんが、今後、盛土の沈下状況等において、不測の事態が発生する可能性は否定できないということでございます。変更が必要な場合は、速やかにパートナーズと協議するとともに、その内容を議会に説明をさせていただきます。

続きまして、（２）建設工事における変更契約。令和４年８月26日の全員協議会で、美里町新中学校整備について、これまでの経緯、基本設計（案）の内容、基本設計（案）に伴う概算工事費変更額について説明をさせていただきました。その後、美里町新中学校開校準備委員会での説明等を経まして、令和４年９月30日に基本設計を確定し、現在、実施設計を進めているところでございます。全員協議会で、概算工事費変更額を１億6,700万円と説明させていただきましたが、現在内容を精査しているところであります。今後実施設計を進め、令和５年４月末までに実施設計を定める予定ということにしております。その内容について、議会に説明した上で、変更契約を締結させていただきまして、令和５年７月から工事に着手する予定というところでございます。また、不測の事態が発生する可能性は否定できませんので、変更が必要な場合は速やかにパートナーズと協議するとともに、その内容を議会に説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、（３）物価高騰に伴う変更契約でございます。現在、物価が高騰している状況でございます。それで、事業費への影響が心配されているところでございます。今後、パートナーズとの協議を進めていきますが、その内容につきましては内部で共有し、適切に議会に説明させていただきたいと考えてございます。

あと、本日お配りした資料を御覧いただきたいと思います。

この資料につきましては、もう一度その契約内容の確認をさせていただきたいと思ひまして、

作成したものというところでございます。美里町新中学校整備等事業の事業費変更内訳ということでございまして、事業期間は18年ということで、令和4年から令和21年ということになってございます。事業費等の内訳というところでございますが、当初、債務負担行為、上限額ですね、事業費の上限額を定めていただいておりますが、これが51億2,000万円ということで、当初定めていただいております。これに基づきまして公募いたしまして、実際に契約した金額が50億9,799万2,881円、この金額で契約をしているということでございます。その上限額までの差額ということで、2,200万7,119円と。これが余裕というか、残額ということでございまして、今回材料の変更に伴いまして、3,290万6,500円契約予定ということでございまして、これを差引きますと上限額を超えてしまうということでございまして、不足金額が幾らかというのを出しますと、1,089万9,381円ということでございまして、これが不足するというので、上限を超えた事業展開はできないということもございまして1,100万円、10月の議会で、上限額の変更ということでさせていただいているということでございます。それで変更した後の上限額が51億3,100万円、これが今の上限金額になっているということでございます。それで今回変更した場合、幾らになるかということをお示ししますと、51億3,089万6,081円。これが変更した場合の金額ということになります。今後内容の変更をする場合は、まずは債務負担行為の変更が必要だと、上限額を変更する必要があると、それを変更した上でまた説明をさせていただいて、その内容を変更契約するというようなところで、手続としては進めていくというところでございます。

それで、2番目でございます。変更内容、これは前回の資料とかぶるのですが、もう1回御説明させていただきたいと思っております。今回の変更につきましては、工法などの変更ではなく、使用する材料を変更するというものでございます。量の変更ということでございまして、まず（1）セメント系固化材の添加量の変更ということで、契約時につきましては、必要なのが4,138トンだったのですが、変更後4,558トンということで、420トンの追加ということ。あともう一つが、セメント系固化材の種類の変更ということで、一般の軟弱土用の材料を使うことを考えていたのですが、やはり含水比が高かったために、材料を専用のものに、高有機質土用のものに変更をいたしまして実施しているということでございまして、契約時はなかったのですが、変更後に1,800トンということで、1,800トンの追加と。全体でいいますと、2,220トンの材料の追加というようなところでございます。

それで2枚目の図でございます。これ模式図というか、前回お渡しさせていただいたのは細かい部分なのですが、今回はちょっと模式図的に整理をさせていただいております。ここに色

分けしてございますが、方角的にちょっとずれてはいるのですが、小牛田南郷線側が南側と捉えていただいて、道路に接している側ですね。そして工区といたしましては、それぞれ西側3工区、北側が6工区、東側が4工区、南側が5工区と。鉄塔のところ、ちょっとグレーになっておりますが、その部分は鉄塔の部分で抑えが、壁ができるというか、土留めを行いますので、鉄塔部分につきましては抜いているというようなところでございます。それで、それぞれの必要量につきましては、薄く黄色で色づけている数量が必要になったということでございます。当初は全て100キロで想定していたということでございます。どうしても最初見込むときはコンサルで算出した、最低これぐらい必要ではあろうと、100キロは必要であらうということで、100キロということで設定をしているわけでございますが、実際試験をした結果、場所によって数量が変わるということで、特に西側につきましては水分が多くてというところもございまして、材料の変更もして改良をしているというようなところでございます。当然、盛土をする際にやはりしっかりと周りの影響を抑えるということがございますので、まずこれをしっかりと行わないと、その後の工事に支障があるということもございまして、細かい試験をさせていただいた上で添加量を決めさせていただいたと。それで、実施させていただいたというような内容になっているということでございます。

今回につきましては、工事に先行して着手をしてしまったというところもございまして、整備室として事務手続が不適切であったと考えているところでございます。このたびは本当に大変手続を怠りまして申し訳ございませんでした。今後こういうようなことがないよう、しっかりと確認すべきところは確認しながら、法令もしっかりと認識しながら進めてまいりたいと。あとは当然上司にしっかりと、町長、副町長、教育長にしっかりと細かく内容を伝えながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いしたいというところでございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。ただいまいろいろ説明を受けましたけれども、まずもって傍聴の申出がありましたので、これを許可しております。

それでは、皆さんからのいろいろな質疑等に移らさせていただきます。まず、いろいろ関連で質疑が多々あるかとは思いますが、一つずつしていきたいと思っておりますので、その点、皆さんに御協力いただきながら進めたいと思います。では、質疑ありませんか。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 3点あるんですけれども、1つずつということなので、1点目、説明資料の3ページになります。（2）の補足説明と今後の対応の中にあります、本事業は従来の手

法ではなく P F I 手法で行っていますが、その契約内容の理解不足から手続に手間取りというところで、従来の手法ではなく、P F I 手法というところの違いというところをお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 整備室長。着座にて。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 失礼いたします。

まず、最初の契約議決を受ける際は、通常でありますと条例に基づいて議決を受けて、5,000万円以上ということで受けて実施するのが普通の工事なのですが、P F I の工事ですと、P F I 法に基づいて議会の議決を受けるということでございまして、町村の場合は5,000万円以上という金額は同じなんですけど、そういうようなところで、もともとに最初の入り口がちょっと違うということでございまして、通常の工事ですと500万円までは専決というのがあるんですが、このP F I 法に基づくものについては専決の規定が全くございませんので、変更になれば議会の議決が必要になるということで、これがまず大きな違いと。このあたりも十分な認識を持っていなかったというようないところがありまして、認識不足であったというようないところがございます。

あと大きく違うのは、ちょっと今回の契約とは違うのですが、普通の契約ですと、仕様を細かく限定しましてつくってもらうので、変更も細かい変更が必要になるということなんでございますが、P F I の場合はこういうものをつくってねと。その手法については、受注したところが考えるんですよという考え方で、土地造成の盛土の部分につきましても、P F I 的にいいますと、何とか事業所側でということが筋なのですが、この説明の中のところにもちょっと書かせていただいたんですが、1 ページ目の下の部分、最初に提案をいただくときに事業者から質問を受けているんですね。これについては協議対象であるということで明確に話をしておりますので、通常であればその中でなのですが、事業者からこういう質問が来ていて、やはり増えた場合については変更なんだというようないところで、ここも、ここに書かせていただきましたが、担当している人間がここの質問内容をよく理解していなかったということと、ちょっとこの質問及び回答書というものが、契約の前提となる図書の一部になっているので、これに基づいてやるということになっておりますので、こういうことで今回の変更につきましても、やはり変更契約を要するというようないところで判断したというところがございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6 番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

2 点目お伺いします。時系列で、例えば6月に橋本店等からの整備室への提出等、流れがあ

ります。7月1日には打合せを行っているということだったんですけれども、このあたりの時点で議会への報告というところは考えられなかったのか、お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 整備室長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） お答えいたします。

7月1日に打合せを行いまして、ちょっと先ほども申し上げたのですが、4月1日から整備室のほうで事務を、補助執行を受けておるのですが、その前提となるまず契約ですね。条例によるものなのか、PFI法によるものなのかというところをちゃんと理解していなかったということもありまして、まず変更金額を出してくれというようお願いしたと。それでその理由につきましては、やはり勘違いをして専決の500万円というところもあったもので、まずは金額を見てみないと分からないというところで、まずは金額を出してほしいということをお願いしてというところでありまして。それで、本来であればおっしゃられるとおり、もともとそういうルールじゃないもので、勘違いして進んでおりましたので、本来であれば変更が必要になった時点でもう御説明をして、そして進めるべきであったと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） では、そこに気づいたのはどの時点なのかお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 整備室長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、その時点で変更は当然必要になるということなのですが、先月もちょっと頭にございましてちょっと勘違いをしておりまして、それでまずは金額を出してくれということで出して、2ページ目でございますけれども、担当のほうでその金額を最初に見たのが7月29日の日でございます、このときに見積りが示されたのですが、金額が非常に、もう少し大きい金額でございまして、内容もちょっとよく分からないというか、精査できないような状態でしたので依頼したと。再度お願いしますということで、この時点では担当はそれだけの金額が、そこまで大きくなくても変更契約は必要だという認識に至ったということでございますし、そのあとの9月1日の打合せで、先ほど御説明しましたけれども、私が打合せに呼ばれまして同席しまして、その内容を確認したところ、通常ですと契約時点の単価で比較するというのが通常のやり方でございますが、現時点での、やはり単価もちょっと上がってございますし、さらに標準積算でその金額をはじいていたものですから、契約時点の金額で算出してくれと。あとは提案するときに、標準積算に比べて現在の受注しているパーセンテージでいきますと、大体66%ぐらいで受注していると。通常積算が100でございますと、いろんな民間のノウハウを使ってコストを下げ、通常の積算よりも低くというこ

とでそれが66%ということでございますので、通常積算で出したら、さらにその率を掛けて金額を出す必要がありましたので、それをお話をしたと。そのときには、私室長といたしまして当然変更契約が必要になると認識して、手続を進めるようにということで進めたというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

3点目になります。先ほどもお話の中にあっただすけれども、令和4年4月1日から、新中学校の建設に関する業務については教育委員会で一括してやっていったほうが効率がいいということで、5月会議の中で質問したときにお話をいただいています。この補助執行に関して、今回のところとの因果関係とかはなかったのかお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 副町長、お願いします。

○副町長（須田政好君） 4月1日から補助執行で教育委員会の整備室長のほうに補助執行をお願いしました。3月まで行ってきた、町長部局のほうで行ってきた業務につきまして、しっかりと引継ぎを行ってきましたし、今回のこのような事態になったのは直接関係はしていないと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） では、ほかにございませんか。ほかに質疑ありませんか。赤坂芳則議員。マイク下さい。

○1番（赤坂芳則君） 時間的な限りもあるので、今回については何点かですが、3点ぐらい伺いたいと思います。

一番基本的なことなんですが、要は契約時点というか、その以前の段階で、例えば土地造成についてのいろんな調査をしているはずなんですよ。だからそのときの状況で、次々こういう追加的なものを必要になるということを想定して契約したんだろうと、私は。あそこは物すごく地盤の悪いところなので、当然経費的なものは変わるだろうと予測はしていたんだけど、そいつはもう契約時点でそれらはもう全部含みで契約したのではないんですか。まずそこを伺います。

○議長（鈴木宏通君） 整備室長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 契約時点では、まず周りの壁をつくる工事をする際に必要となる添加量につきましては、100キロ立米ということで設定をして、公募しているところでございます。それに対して質問がありまして、増えた場合はどうするんですかということで、その場合につきましては協議をするというような立てつけで発注をさせていた

だいているというところでございまして、発注する時点につきましては、事業者、設計した国際航業でありますけれども、そこでこれまでの経験上、必要最小限で考えますと100キロは必要であるというようなところで、最初からあまり大きい数字で見えてしまいますと、予定価格も増額してしまうということもございまして、まず必要最小限で発注をさせていただきまして、そして協議をするというような立てつけで発注をさせていただいたというようなところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） ということは、工事費を増やさない、大きくしないために控え目、控え目で一応最初の設計なり、そういう見積りなりを出してもらったってということなんですか。

○議長（鈴木宏通君） 整備室長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） はい、過大にならないように必要最小限の提案というところで求めているというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 基本的には、だってかかることが予想されていたんだけど、工事費が増えないように、そのために控え目に最初の、言ってみれば契約金額を決めた。それはだから、最初からもう増えることを見込んでいの中でそういうふうに行っているってことですよね。だから、それについては、やっぱり今後変更があり得るということは含めておいても、幾ら増えてもいいんだかっていうことを、その辺はどう考えたんですか。

○議長（鈴木宏通君） 整備室長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まずPFI事業の工事でございますので、まずはこういうものをつくってくれというようなところでお願いして、今回の場合はただ、提案いただくときの質問及び回答の中で、こういうような協議対象ということになっておりますので、その部分については変更ということで考えてございまして、その他、不測の事態以外につきましては、あとは事業者の責任で今回の変更のみで事業をやっていただくと。これがPFIの進め方ですので、そのように考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） ということは、あとはPFIで今回の、例えばその変更契約の後には、PFIのほうの責任で工事費の部分はカバーをしてもらおうっていう、そういう捉え方でいいんですか、理解していいんですか。

○議長（鈴木宏通君） 整備室長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 造成工事につきましては、今回の変更、これは材料の変更をさせていただいて、あとは不測の事態、例えば沈下状況がおかしいとか、現時点では全然そのようなことは無いのですが、もし不測の事態があれば、そのときは協議になるということで、それ以外の通常の状態であれば、これ以上の変更は予定していないというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 前回の会議でもらった図面にボーリング調査をした位置が何か所か書いてあるんだけど、今回、言ってみれば壁の部分にするところについては1か所しか測定されていないという状態ですよ。それが、その計算のやり方がどれだけ正確に計算されているのか、あと今後どういうふうこれをやって、全部そのカバーできるのかどうかですよ。というのは、例えの話ですが、私も経験があるんですが、周りをつくって、底がないと、動圧をかけると、横に膨れるんですよ、壁をつくったからって。こぼれない部分はありますよ、もちろん。ただし、やっぱりその動圧がかかることによって、よその場所に膨れ上がっていくって、この考えはできてくるというか。だから、今うちのほうの県道16号線がやっている県道の、言ってみれば歩道工事するのに3年も5年も土のうを重ねているんですよ。だから、こいつがその枠をつくったからって、その建物を建てられる状態になるのか。今回の追加予算の部分はその壁をつくる部分なんでしょう。その辺はどう考えるんですか。

○議長（鈴木宏通君） 整備室長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、当然周りにいかないというところ、影響を及ぼさないということで、この改良幅と大体幅4メートルから5.8メートル、あと深さが8メートルから11.5メートルということでございまして、周りに隆起等の影響を及ぼさないような深さまでまず改良するというところで、盛った土の影響が、下からも周りの土地に影響しないというような設計をいたしまして実施しているというところでございますので、まず周りの壁をしっかりつくって、これにつきましては試験結果に基づいて添加をいたしまして、その後その強度が発現できているかどうかということも確認をして、十分な強度が得られているというような確認をしながら進めているということでございまして、設計におきましては下から盛り上がって隆起させるとか、そういう可能性がないような設計で行っているというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 私だけしゃべっているわけにいきませんので、もう一つ伺いたいのが、

今回の言ってみれば議会にかける前に、その辺でもう着手しているっていうのはちょっと。それが、担当の責任で収められるのかどうかですよ。要は、担当者が勝手にそういうことを私はするとは思えないんですよ。だからある程度の相談は、上部段階には相談されているんですか。少なくとも室長のところにはいっていると思うし、その辺は非常にお粗末って言わざるを得ないと思いますよ。言ってみれば、今回12月議会にも私一般質問でもしますけれども、その辺、ちょっと議会をあまり甘く見ているんじゃないかなと思っていますよ。だからその辺の責任の取り方をどうするんだか、ちょっと聞きたいなと思います。

○議長（鈴木宏通君） 副町長ですか。

○1番（赤坂芳則君） 町長。

○議長（鈴木宏通君） 町長、お願いします。

○町長（相澤清一君） ただいまいろいろ御指摘をいただきました。この点については何度も前にもお話ししましたが、おわびを申し上げたいなと思っております。連携不足、本当に知識不足、そのようなものが直接この件に表れたと思っております。これから、そのようなことも踏まえて、我々でどう対処したらいいかしっかりと責任を持って進めてまいりたいと、現時点ではそのように考えております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございますか。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） お聞きします。

2ページの中ほどなんですけれども、その後、令和4年7月29日からというところなんですけれども、7月29日に見積りが示されたということで、先ほどの説明でかなり大きな金額ということだったんですけれども、具体的に幾らの、一番最初に示された金額を教えてくださいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 整備室長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 最初の見積りにつきましては6,000万円という内容で出てきているというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 6,000万円が7月29日に示されたと。その後、9月1日ですか、パートナーズと打合せを行った際に、そのときは4,700万円と。この4,700万円、これの根拠といいますか、単価は何に基づいた単価で、この4,700万円になったんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 整備室長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 単価の根拠につきましては、建設物価という積算資料がございまして、その費用で見積もったというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） まあまあ建設物価から拾ったってということもあるんでしょうけれども、こういう特殊性ということもあって、共通単価とか県とかで出している単価表ありますよね。これにはなかったということで理解してよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 整備室長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 基本的にはセメント系固化材で、今載っているのが建設物価と積算資料というものがあって、県の標準単価でそのセメント系固化材の、セメントについては載っているのですが、固化材の単価については物価版のほうで参考にさせていただいたというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 最終的にそれを査定といいますか、打合せをして、3,300万円で合意したというような流れのようなんですけれども、いわゆる最初に査定なり話し合いしなければ、その6,000万円なり、4,700万円で契約する危険性もあったわけですね。そもそも、その提案時点の単価でやるのが、業者の、それが責務っていうかね、だと思うんですよ。それが最初から6,000万円とか4,700万円というのは、ちょっと誠実さに欠けると私は思います、業者がね。ですから、お願いっていうか、やっぱり業者に対しては厳しく相対してほしいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。室長。

○教育次長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 今のお言葉、もっともそのとおりだと思いますので、しっかりと見ていきたいと、確認していききたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）では、いろいろ今後も検討することで、いろいろ説明をいただきました。では、この2）美里町新中学校整備についてをこれで終了いたします。以上で、町長からの説明意見を求める事項については終わりますので、執行部の皆さん、大変御苦労さまでございました。

ちょっとここで暫時休憩します。再開は4時15分といたします。

午後4時11分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（鈴木宏通君） それでは、その他に入りたいと思います。その他で、最初に事務局からお願いします。

○主事（佐藤理子君） 私から1点、御連絡とお願いを申し上げます。

宮城県対がん協会から賛助会費のお願いが来ております。一口1,000円で、毎年議員さんから1人一口御協力していただき、議員積立金から納めています。今年も御協力いただき、議員積立金から納めてもよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）では、そのように進めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏通君） ではそのとおり、議員積立からお支払いすることに。

私のほうから2点ほど。まず最初に、資料のことをまず説明を申し上げます。新最終処分場の整備事業の進捗についてという資料、A3の部分、この資料につきましては、先日11月30日、大崎広域議会の議員全員協議会での資料でございます。今月の広報みさとに、町の執行部のほうから最終処分場の整備事業についての報告がありましたので、それに合わせて皆様にいろいろ今行っている事業につきましては説明をしているということで、資料提供ということになりますので、この部分については、このとおりといたしますので、よろしくをお願いを申し上げます。

あともう1点、私のほうから、忘年会について皆さんにお諮りをさせていただきます。本日午前中の議運の中でも、議運を中心とした運営メンバーとして、12月16日金曜日6時より、新みやぎ農協会館なのかな。農協会館のほうで行うことといたしました。それでもう1点は、この経費につきましては、議員積立てより経費を下ろさせていただきます。これでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）私のほうからも以上で終わります。

皆さんから何かありましたらば。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、これで終わりにしたいと思います。副議長、お願いいたします。

○副議長（村松秀雄君） 今日は変則で3時からの全協でしたけれども、お疲れさまでございました。また来週からも定例会始まりますので、よろしくお願いいたします。

今日はお疲れさまでした。終わります。

午後4時18分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月8日

美里町議会議長